

第七章 サウディアラビアの体制派宗教勢力

森 伸生

1. はじめに

「アッラーとその使徒に対して戦い、または地上を攪乱して歩く者の応報は、殺されるか、または十字架にかけられるか、あるいは手足を互い違いに切断されるか、または国土から追放される他はない。」(5章33節)

「これ、汝ら、信徒のもの、アッラーの言い付けをよく守り、またこの使徒と、それから汝らの中で特に権威ある地位(統治者、学者など)にある人々の言い付けをよく守のだぞ」(4章59節)

上記2節は事件のある度に、サウディアラビアの新聞紙上でよく目にするクルアーン
の節である。この2節は現宗教勢力の立場を如実に物語っている。

前節は麻薬密輸者の処刑判決の根拠に用いられている。さらに、爆破事件犯人の処刑
判決の根拠にも用いられている。つまり、双方とともに社会を乱す者である。社会の混
乱を画策する者には極刑をもってあたることの正当性をこの一節に見いだしている。

統治者への服従を促す後節は伝統的ウラマー(イスラーム学者・宗教指導者層)の好
んで引用する一節である。社会を乱す者の原因は何かと言うと、アッラーに従わず、ア
ッラーの使徒に従わず、さらに、統治者に従わないからであると言う。

スンニー派の伝統的な政治的立場は、「次善の策」として、世襲の王権を容認するとい
うことであった。それが、イスラーム社会を防衛し、イスラーム法を維持するために有
効性を持っていたからである。現在のサウディ体制側ワッハーブ主義ウラマーの政治的
態度はまさに伝統的ウラマーのイスラーム社会防衛の立場そのものである。

アブドルアジーズ国王によるサウディ王国建国以来、ウラマーは王家の統治の正当性
を裏付ける役割を果たしている。その具体的な手続きは国家の根幹にかかわる最重要政
策について、それがシャリーア(イスラーム法)に抵触していないかを判断する。

サ우드王家は社会的にはウラマーの重責を十分に認識し、彼等への支援を常に心掛
けてきた。現在、ウラマーへの王家の丁寧な対応は、様々な形で表現されており、例え
ば、アブドッラー皇太子は最低週に一回ウラマーらとの接見を行っている。この接見は、
王族並びに政府要人のもとでのウラマーの地位の確認であり、民衆に対するウラマーの
存在強調である。同様に、王族はウラマーを、宗教的かつ社会的な指針の最大な提供者
であると、常に称賛し、さらに、ウラマーは全ての宗教的、国家的、社会的な行事にお

いては上座に席が設けられている。皇太子や諸王族はイスラームの祭典時には祝賀のためにウラマーを訪問するのが習わしであり、ファハド国王はメッカを訪れた時には必ずウラマーを含めて国民との接見を行っている。

王族とウラマーは国家の安定を維持していく上で、双方にお互いの存在を必要としているが、決してウラマーは現在の政治体制に満足しているわけではない。しかし、先にのべたような「次善の策」として、現状を受け入れている。王族にしても、ウラマーのサラフィー主義を忘れていくわけではなく、ウラマーの力が増大してきたと判断したならば、容赦なくウラマーの力を削減する手段を講じるのである。

ちなみに、ワッハーブ主義とサラフィー主義は理念的に同じものである。サラフとはイスラーム初期世代のことである。この時代を理想の時代とすることはイスラーム一般の歴史観である。サラフィー思想はこの時代のイスラームに回帰することを主張するもので、「初期に戻る」ということが正当性の根拠となるのであって、思想の内容そのものは、常に現状をどのように変えるかということから発想されている。伝統派との違いは、伝統派は初期を理想とする点と同じでも、理想だから実現できない、とりあえずの伝統を守ろうという発想をする。

本稿では、サウード王家がシェイク家及び宗教界を完全に支配して、上記のような現体制派宗教勢力が構築されていく過程を見ていくと同時に、その間に出来上がったサウディアラビア国内の体制派宗教勢力構図及び国内での宣教状況を明らかにする。

2. サウディアラビアの建国理念－国家原理としてのワッハーブ主義

現サウディアラビア王国の原形となる18世紀の第一次サウード王国（1744年－1818年）は権力者ムハンマド・イブン・サウード（1756年没）とイスラーム改革者・ムハンマド・イブン・アブドルワッハーブ（1792年没）による歴史的な政教同盟に端を発する。この政教同盟こそがサウディ建国理念である。同盟の内容は（1）サウード家はワッハーブ思想のイスラームのために戦うこと、（2）首長職とイマーム権はサウード家に属すること、（3）宗教におけるシェイフ職と預言者の代理権はワッハーブ家に属すること、（4）全ての決定にワッハーブ家の同意を必要とすることであった。ムハンマド・イブン・アブドルワッハーブの提唱したワッハーブ主義とはクルアーンとスンナ（預言者の慣行）への回帰と厳格な戒律を特徴とする宗教純化運動であり、その特徴は（1）唯一神崇拝の宣教のためにジハードを行うこと、（2）多神崇拝を完全に拒否して「善の命令と悪の禁止」を実践し、（3）イスラーム法を完全に施行することである。

この権力者と宗教者との同盟が以後のサウード王国の国家理念となり、この図式は第一次サウード王国から19世紀の第二次サウード王国（1823年 1889年）と継承され、20世紀の第三次サウード王国・現サウディアラビア王国建国草創期まで踏襲された。

サウード家の伝統的な統治は、基本的にアラビア半島の族長制に立脚したものであり、ウラマーとの協力関係は、毎週行われるウラマーとのマジユリス（評議会）でウラマーの意見を聞くかたちで実現されていた。ウラマーが見解を示す領域は社会のあらゆる面に及んでいた。イブン・アブドルワッブの子孫、いわゆるシェイク家も宗教界の頂点にあって、サウード家の当主を助けていた。

3．アブドルアジーズ王による国家統一と近代化政策

現サウディアラビア建国草創期において、アブドルアジーズ王はシェイク家との同盟関係を再確認し、婚姻関係によって両家の結びつきを強固にした。アブドルアジーズ王は、ワッハーブ主義の思想運動として、砂漠の民によりワッハーブ軍団「イフワーン」を組織し、アラビア半島の諸部族を強烈なワッハーブ主義の思想で統一した。

しかし、ワッハーブ主義の宣教運動と一体化した形での征服・建国の動きが成功した後、現在の領土が確保されると、アブドルアジーズ王はあくまでワッハーブ主義宣教を優先しようとするウラマーの勧告に従わなくなった。

先のワッハーブ主義の3原理に照らして見ると、(1)のジハードは、国境問題で停止を余儀なくされた。しかし、宣教としては、ワッハーブ主義の宣教の本の出版に力をいれ、さらに宣教師を育成して、世界各地に宣教師を派遣することでウラマーを納得させることができた。(2)においては「勸善懲悪」委員会を設立して、イスラーム主義の伝統を守り監督することによって、ウラマーとの間の軋轢を解消することができた。(3)におけるイスラーム法の完全実施においては、全分野におけるウラマーの意見を取り入れるということであるが、これは完全には実施できなくなった。アブドルアジーズ王が取り入れようとした近代的な制度や政策に対して、ウラマーはワッハーブ主義的な伝統に合致しない時には拒否反応を示した。アブドルアジーズ王は一応ウラマーの見解を聞きはするが最終的には彼の政策を実施していった。イスラーム的原理よりも政治的配慮が優先された結果として、ワッハーブ軍団「イフワーン」の解体があり、さらに英国との条約締結や、世俗教育の導入、石油産業発展のための外国人労働者の大量導入などがある。

国家建設の原理としての政教同盟はワッハーブ主義的イスラームの宣教を目的として

いたが、国土の統一後はワッハブ主義イスラームはサウード家の統治の正当性を保証する道具となってしまった。アブドルアジーズ王以後も、宗教勢力は王家の近代化政策に異議を唱えるが受け入れられることはなかった。宗教勢力に対する国家管理の強化や、シェイク家の衰退、他宗教家系の台頭などが相俟って、宗教勢力は穏健化の一途をたどり、サウード王家の統治の正当性を擁護する体制派宗教勢力となっていった。

4．宗教界改編直前の1960年代のシェイク家の権勢

アブドルアジーズ国王時代においても、シェイク家が宗教界の頂点に立ち宗教界を代表していたが、建国草創期に活躍したナジュドの宗教的家系のウラマーが宗教組織の中で多々活躍しており、シェイク家が宗教界を完全に掌握してわけではなかった。しかし、1950年頃には、建国草創期に活躍したナジュドのウラマーもほとんどが死去し、世代交代の時代が訪れた。その中で、1960年代に入り、シェイク家の長老、最高法官ムハンマド・ビン・イブラーヒム・アール・アッシェイク師が強い個性により宗教界を独占し、18もの要職についた（資料1）。このようなことはいかにシェイク家の者であろうが他の家系の者であろうが、それまではありえなかった。また、同師は身内に全国のイスラーム学校やセンターや他の宗教機関の代表職を任せた。

同師は、シャリーア法廷裁判官の職にあつて、近代化を進める中で採用したサウディアラビアの法制について、それがイスラーム法に反していることを明言し再三その撤廃を政府に進言していたが、同師の進言は無視されていた。たとえ、宗教界を掌握していた人物であろうが、近代化を押し進めるサウディ国家の中において、シェイク家の限界がすでに現われていた。

一方、同師は民衆に対するイスラーム的指導と教育に力をいれ、勸善懲悪委員会を重視した。支部の開設に力を入れ、1957年までに93箇所の支部を開設した。

同師の直接管理のもとで宗教教育の拡充が行なわれ、同師はサウード国王にブライダ、アルアハサー、メッカ、シャクラー、ジーザーンに宗教教育学院の設立の特別予算を申請して、国王の同意を得て、宗教教育学院の分校を全国に開校した。同様に、リヤードに宣教イマーム学院が開校された。後に、同学院はイマーム・ムハンマド・ビン・サウード大学に昇格した。1960年、マディーナにイスラーム大学が開校し、同師が校長となった。1960年 61年に、ファイサル皇太子が女子教育学校開校決定を下した時に、ウラマーは女子教育の監督を担った。

シェイク家の権勢は1969年同師の死去によって幕を閉じることになる。同師はワッハ

ーブ主義の総帥として君臨し、宗教組織を統括していた。同師の死後、シェイク家は同師のような人物を生み出すことができなく弱体化の一途をたどることになる。

5 . 1970年第一回宗教界改編ーシェイク家の衰退、平民宗教家の台頭

1964年に国王に就任したファイサル国王は近代国家としての基礎造りを開始し、近代的な諸機関や諸制度を設置して政府機構を整備した。一方、宗教界でも、ムハンマド・ビン・イブラーヒーム・アール・アッシェイク師の死後、ウラマーの幾人かが社会的指導権の獲得と公的就任を目的にして動いた。ビン・パーズ師、イブン・フマイド師、ムハンマド・ハラカーン師などである。ファイサル国王はムハンマド・ビン・イブラーヒーム師が死去すると最高法官の座を空位として、1970年に司法省を設置し、ムハンマド・ハラカーン師をその職に任命した。国家による宗教界の権威削減と司法制度の管理強化であった。

ファイサル国王は、ウラマーが発言できる領域を一部の司法分野と純粋な宗教的教育の分野のみに限定して、政治や、外交政策の分野に口出しさせなくした。

宗教界の改編を実施できたのも、ファイサル国王は最高法官ムハンマド・アール・アッシェイク師の従姉妹タルファを母に持ち、幼少の頃はシェイク家で育ち、イスラームの盟主に相応しい宗教的敬虔さを兼ね備えていたことにより、宗教界からの信頼を得て、宗教界を説得させることができたものと考えられる。

この宗教界の改編は、ファイサル国王にしても最高法官ムハンマド・アール・アッシェイク師が没するまでは着手できなかった。

次いで、同国王は1971年に最高ウラマー会議を設置した。最高ウラマー会議は政府の政策がイスラーム法に抵触していないことを示す役目を担っている。つまり、ウラマーが政策に意見をはさむのではなく、政府から出された政策にイスラーム的正当性を保障する役目である。同会議のメンバー17人のうちシェイク家は1人だけであった（資料2）。

宣教の分野では、1973年に「イスラーム研究・イスラーム法布告・宣教・善導総庁」長官にまず、前最高法官の子息イブラーヒーム・アール・アッシェイク師が就任して、1975年にビン・パーズ師が起用された。以後、ビン・パーズ師が最高ウラマー会議の議長もつとめ、宗教界を代表するようになった。

司法相には1976年から、イブラーヒーム・アール・アッシェイク師が就任している。サウディ政府は、前最高法官の影響を排除するため、さらにイブラーヒーム・アール・アッシェイク師の影響力を確かめた後に司法相につけたものと考えられる。前最高法官

のように政府に苦言を呈さないことを確かめたものと考えられる。

サウディアラビアのウラマーは国家機構に吸収された特殊な官僚となった。つまり、サウディアラビアの宗教勢力は牙をぬかれ、穏健化の一途をたどり、体制派ウラマーとしてサ우드家の統治の正当性を擁護する体制派宗教勢力となった。

サウディ政府はシェイク家に対しては、宗教界の代表職から外した代わりに、シェイク家の権威を認め、敬意を示し、司法相と教育相と商工相のポストを与えた。しかし、明らかに、この人事はシェイク家の勢力の分散化と宗教界全体の弱体化を狙ったものである。

6 . ビン・バズ師の活躍 各事件への対応

体制側宗教勢力の政治的姿勢は最高ウラマー会議代表となり20年近く宗教界の頂点にいたビン・バズ師の政治的姿勢そのものであると考えると、以下に同師の見解を紹介する。

(1) 統治者と民衆の関係

ビン・バズ師は統治者と民衆の関係について次のような考えを持っている。

- ・「統治者の合法（イスラーム法）的命令への民衆の服従」によって、国家の行政は成り立ち、国民生活は安定し、治安は護られるのである。
- ・統治者の非合法的命令には、民衆は服従する必要はない。
- ・民衆は以下の2条件を満たさないかぎり、力で反抗する事無く、統治者への忠告と祈願、悪影響の軽減及び善行の拡充に努力することになる。その2条件とは
統治者に明らかに不信仰性が認められたとき、改革者が社会に害を及ぼす事無く変革を行なうことできる力を備えているとき、である。たとえ、統治者に不信仰性が認められたとしても、改革するに十分な力を備えていなければ、力で反抗することは許されない。
- ・不信仰性とは非合法行為そのものを指して言うのではなく、行為者が非合法行為を合法と明言することによって彼に不信仰性が認められるのである。単なる非合法行為だけでは信仰の弱い不忠者となり、彼にはイスラーム法の刑罰が科せられるのである。
- ・不忠者を不信者とするのはハーリジ派思想（イスラーム法的義務の怠慢は不信者とみなす一派）を踏襲する者であり、スンニー派においては不忠者はあくまでもイスラーム教徒である。

- ・統治者に非合法行為が見られても、それだけを理由に統治者に民衆は反抗することは許されない。民衆は統治者に非合法行為を改めるまで忠告を続ける必要がある。この考え方に関して、「その様な考え方は敗北的であり、あまりにも消極的である。非合法行為を改善するためには積極的な実力行使が必要である」と非難し、イスラーム法に反する過激な行動を主張する者がいるが、その者はスンナの意図するところを理解していないのである。スンナの意図するところは常に公益であり、短絡的な過激な行動による社会秩序崩壊ではない。改革者自らイスラーム法を侵す行動を取ってはならない。

以上のようなビン・パズ師の考えはスンニー派の穏健な考え方の代表的なものであり、スンニー派の原則的立場の「小異を残して団結につく」を体現している。この団結主義はその名称にも表れておりスンニー派の正式名称は「スンナ（預言者の規範）とジャマア（イスラーム共同体）の民」であり、その意味は「預言者の教えに従い、共同体の統一を守る人々」ということになる。

（２）諸事件の対応

１）湾岸戦争

1991年1月の湾岸戦争当時のビン・パズ師のイスラーム法布告の主なものは以下の通りである。

- ・イラクのサッダームとの戦いはサッダームがクウェイトから撤退するまで、被抑圧者の解放と真理の防衛のために神の道におけるジハード（聖戦）と規定され、当事者には義務となる。
- ・サッダームはイスラームを主張しているが、彼は疑いもなく無神論者である。無神論者の常であるが、必要に迫られると、イスラームでも何でも語るものであり、偽信者そのものである。
- ・イスラーム諸国によるイスラーム軍の結成を呼び掛ける者がいるが、これは重要な案件である。もし可能ならば、イスラーム諸国はイスラーム諸国会議においてこの議案を協議し、他国の力を借りる事無く敵を払いのけることができるほどに、強力な軍隊を準備するのに協力するべきである。
- ・サウディ政府は、緊急非常事態にあり、余儀なく、国家と国民を護るためにイスラーム教徒および非イスラーム教徒の多国籍軍力を借りることは、イスラーム法的に許されることである。その法的判断は最高ウラマー会議によって決定されたことである。そして、サウディ政府はその結果を受け入れたのである。

湾岸戦争当時の最大の争点は、非イスラーム教徒援軍起用の是非であり、ビン・バース師らウラマーは「緊急非常事態時には公益のために非合法でも合法とする」というイスラーム法理論を用いて同援軍起用容認の見解を出しているのは、基本的には、聖戦には非イスラーム教徒を参戦させないというスンナが存在するからである。

「緊急非常事態時」の基準をどこに据えるかでウラマーの間で意見が分かれてくるところである。

2) イスラーム法的権利擁護委員会 (CDLR)

1994年以降ロンドンに本拠地を置くCDLRのファックス送信活動について、サウディ民衆になかなか受け入れがたい王族醜聞記事内容である、とビン・バース師を代表とするウラマーはCDLRの活動を厳しく批判し、ファックス文書は読まないように民衆に警告した。CDLRの代表であるアルミスアリー達はイスラーム社会の分裂と騒乱を煽り、統治者への反抗を望んでいるイスラームからの逸脱者にすぎないと断罪した。

3) ブライダ事件 (1994年9月)

ビン・バース師はブライダで、政府の資金の非イスラーム的使用を糾弾するような政府批判演説を行い逮捕されたアウダ師とハワーリー師に対して、国家の治安を乱す者には断固たる処分も辞さぬという厳しい態度を示す一方、同門の衆ということで温情的な態度も見せている。

ビン・バース師は両師が逮捕された後に、リアードのモスクで、「統治者は宣教で間違えた方法をとる者(アウダ師・ハワーリー師等)を逮捕する権利を有する」と述べた。さらに、「統治者も同様に間違いを侵す存在であるので、有識者との協議によって適切な判断を下して社会改善を行なっていかなければならない」と、言葉を続けている。

他方、ビン・バース師は先の両師に関して、「両師は教義的にはスンニー派の教義を継承しており、ビドア(教義的逸脱)を行なう者でも、ハーリジ派でもなく、そのことで彼らの中傷してはならず、人間は間違いを侵す者であるから、間違いを正せば良いのである。」と、あくまでも宗教的な両師の尊厳を守っている。

4) 中東和平

1994年12月から、ビン・バース師は、政府の和平推進の立場を代弁するかのよう、3回にわたって中東和平に関する意見を述べている。

1994年12月23日には、「敵との休戦協定は恒久的でも期限付きでも、統治者が有益と考えたならば許される」と和約容認の見解を示した。次いで、1995年1月3日、「ユダ

ヤ教徒への憎悪感情はイスラーム教徒の義務である」という、ユダヤ教徒へのイスラーム教徒の伝統的態度を強調した。同月20日には、「ユダヤ教徒との和約成立後も、イスラーム教徒の戦闘能力が整えば、占領地からユダヤ教徒駆逐は可能である」ことを示し、「和約はイスラーム教徒の戦闘能力脆弱な故に必要なに迫られて行なわれるのであって、戦闘能力を有する場合には彼らとの戦いは義務となる」ことを明らかにした。

中東和平を支持するサウディ政府の立場を受けて、ビン・バズ師は和約容認について伝統的イスラーム法の見解を示したのであるが、宗教界内部で異論も出てきたところ、改めて両論併記的な意見を出すはめになり、最後には和平推進派にも反対派にも受けるような色合になったことは否定できない。

ビン・バズ師の和約容認に対して異論を真っ向から唱えたのはカタール在住のユースフ・カルダーウィー博士（1995年1月10日付け「ムジタマウ」誌）であり、「現状での和約は和約と言えるものではなく、それはイスラエル全面承認であり、ビン・バズ師の和約容認意見は現状認識が甘い。」と指摘している。

5) 1995年リヤード市内爆破事件、ならびに1996年ホバル市内爆破事件

ビン・バズ師を代表とする最高ウラマー会議から爆破事件に対してそれぞれに非難声明が出されており、両同声明は「同爆破行為は極悪行為であり醜悪な犯罪であり、イスラームの不可侵とする生命・財産・名誉を侵す裏切り行為である」と述べ、最後にクルアーンの一節（5章33節）をあげて「社会を乱す者には厳罰に処せられる」とある。ただし、ホバル市内爆破事件においては上記の内容に加えて、「ムスリムならびに保護を受けるノンムスリムの生命は保証されるべきである」ことが述べられていた。

ビン・バズ師の考えの基本は常に国家の安全であり、国民の安寧であり、イスラーム的生活の保障である。伝統的なスンニー派の現実的政権容認の立場に加えて（理想的な正義の統治者は非現実的である故に）、サウディ建国の過程をまざまざと見てきた長老ビン・バズ師にとってはサウディ王国の安定と平安を乱す者は如何なる理由であっても許すべからず者となるのであろう。ビン・バズ師自身も建国の一旦を担ったとの自負もあったと考えられる。建国時の教育における同師の努力を認める形で初代国王がビン・バズ師に支援した場面などは見逃せない事実である（資料3参照）。

7. 最高ウラマー会議人事異動

1992年9月、サウディアラビア国内のイスラーム主義者は107人の宗教指導者が署名し

た「勸告覚書」を提出した。内容はサウード家の内政、外交、石油政策を非難するものであった。この「勸告覚書」に対して、同月に、最高ウラマー会議はターイフにて会議を開き非難声明を発表した。しかし、この声明文に19人のメンバーのうち7人が健康上の理由で署名をしなかった。

この事実を受けて、11月30日に、勅令により以下の10名が最高ウラマー会議のメンバーに選出された。

- (1) ナーセル・ビン・ハマド・ビン・ラーシド。マザーリム前長官
- (2) ムハンマド・ビン・アブドラー・ビン・スパイル。1926年生まれ。両聖モスク諸事庁長官
- (3) ムハンマド・ビン・スライマーン・アルバドル
- (4) アブドッラハマーン・ハムザ・マルズキー。王宮府顧問
- (5) アブドラー・ビン・アブドルムフセン・アルトルキー。1940年生まれ。当時イマーム大学長
- (6) ムハンマド・ビン・ザイド・アール・スライマーン。東部州裁判所長。
- (7) バクル・ビン・アブドラー・アブーザイド。1944年生まれ。中部州裁判所委員会メンバー。
- (8) アブドルワッハブ・ビン・イブラーヒーム・アブースライマーン。1936年生まれ。ウンムルクラー大学教授。
- (9) サーレフ・ビン・アブドラー・アルアトラム。イマーム大学教授
- (10) アブアドラー・ビン・ムハンマド・ビン・イブラーヒーム・アール・シェイク。1949年生まれ。司法相。

12月2日に、ファハド国王は健康上の理由から職務続行の不可能な7名のメンバーに親書を送り、解任した。

- (1) イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アール・アッシェイフ
- (2) スライマーン・ビン・ウバイド
- (3) アブドルアジーズ・ビン・サーレフ
- (4) アブドルラッザーク・アフイーフィー
- (5) アブドラー・ハイヤート
- (6) アブドルマジード・ハサン
- (7) サーリフ・ビン・ガドーン

7名がいかなる状況であれ署名しなかったことは「勸告覚書」への支持と受け止めら

れ、メンバーの入れ替えが行われたとの見方もある。いずれにしろ、全員が80歳以上で病臥状態であったことから、イスラーム主義者に迅速に対抗すべくメンバーの若返りと体制派宗教勢力の要としての王族への忠誠強化をねらった人事異動であることは確かであろう。

8 . 1993年第二回宗教界改編 最高法官の復活 ビン・パーズ師就任

1970年以降、宗教的最高権威者としておさまったビン・パーズ師も時を経るに従って、彼の回りに宗教的権力が集中してくるようになった。ビン・パーズ師の名前一つでモスク建設、イマーム認定、宣教師・善導師の育成、派遣、さらに募金活動などが可能であった。つまり、宗教的人材と資金が同師の手中にあったことを意味する。第三代国王・ハーリドさえもビン・パーズ師の前では緊張した赴きがあったと伝えられている。さらに、同師は湾岸戦争以降、国内のイスラーム的強化をアピールしていたので、政府指導部にとって扱いにくい存在になっていた。

このような宗教的権威の増大により、ファイサル国王の宗教界改編後20年を経て、再度ファハド国王のもとにて、宗教関係機関の改編が行われた。

1993年7月10日の国王勅令によって「最高法官」の復活と「イスラーム問題・ワクフ（寄進）・宣教・善導省」（略して宗教省）が新設され、最高法官にビン・パーズ師、宗教相に前イマーム大学学長のトルキー師が任命され、その内容は次のように理解される。

- (1) 最高ウラマー会議議長のビン・パーズ師は最高法官に格上げ（実質は棚上げ）され、同師が長官をあわせつとめる「イスラーム学研究、イスラーム法布告・宣教・善導総局」の宣教局・善導局が宗教省に移管された。これにより、ビン・パーズ師の活動はイスラーム法布告を行うだけとなり、先にあげた宗教的人材と資金を手放すことになり、ワッハーブ主義宗教活動の手足をもぎ取られた形となった。
- (2) 新設宗教省は宣教局・善導局という内外のワッハーブ派の強化・育成を担当する重要な局を含むことになるが、これを政治的にも宗教的にも柔軟なトルキー宗教相が管理するところとなり、長期的には過激的な宗教勢力の基盤の弱体化が意図されていると見られた。
- (3) 巡礼省が以前に管理していたワクフ（寄進）部門が新設宗教省へ移管されることにより、巡礼省は巡礼の管理だけを担当する純粋な行政官庁となった。

9 . 1999年ビン・パース師の死去 最高法官にシェイク家から就任

1999年5月13日、ビン・パース師が食道がんのためにリヤードの軍病院で死去した。享年89歳であった。

ファハド国王は16日に、後任に最高法官補佐アブドルアジーズ・ビン・アブドッラー・ビン・ムハンマド・アール・アッシェイク師を昇格させる勅令を発した。

アブドルアジーズ師はビン・パース師同様に最高ウラマー会議議長、イスラーム研究・イスラーム法布告総庁議長を兼務することとなった。

同師は1996年からイスラーム法布告に関して最高法官補佐であった。

同師は1982年以来、巡礼時にアラファでの説教を行い、通常はリヤード最大のイマーム・トルキー・モスクのイマームである。

次いで、ファハド国王は1999年6月16日、任期切れにともなう内閣改造の勅令を発表した。シェイク家の中から、アブドッラー・ムハンマド・アール・アッシェイク司法相、ムハンマド・ビン・アブドルアジーズ・アール・アッシェイク国務相は留任、新任ではサーレフ・ビン・ムハンマド・ビン・イブラーヒーム・アール・アッシェイク・イスラーム問題・ワクフ・宣教・善導相（略して宗教相）が決まった。サーレフ宗教相（42歳）は前宗教相補佐であった。

他にシェイク家の中から、政府機構の中で要職についているのをあげると、宗教相アドバイザーとしてアブドッラー・ムハンマド・アール・アルシェイク、司法相アドバイザーとしてムハンマド・アブドッラー・アール・アッシェイク、アブドルマリク・アハマド・アール・アッシェイク、最高司法評議会事務局長としてアブドルラハマーン・アブドッラー・アール・アッシェイク、電算機部長・サルマーン・アブドルマリク・アール・アッシェイクらがいる。

都市・村落相代理としてムハンマド・アリー・アール・アルシェイク、内務省開発局長としてムハンマド・ハサン・アール・アルシェイクがいる。

シェイク家はサウディアラビア政府の機構の中で、宗教色の強い、最高法官、司法相、宗教相の三職を占めることとなった。

前法官ビン・パース師及び2001年1月10日に没したムハンマド・サーリフ・アルウサイミン師（享年73歳、ビン・パース師次ぐ宗教界実力者であった）は王族におもねることない人柄で民衆の人気を集めて、人々に信頼されていた。

一方、アブドルアジーズ新最高法官はビン・パース師とウサイミン師ほどの強い個性を表にだしていないが、18年間にわたる巡礼での演説により、宗教心篤い人柄が人々

の間に知れ渡っている。

政府は宗教界の頂点にシェイク家出身を起用することにより、宗教界の権威付けとした。1993年の宗教界の改編によって、官僚化してきた宗教界であるが、やはり権威付けは必要である。人々を引き付けるには強い宗教的個性が、出自が必要とされる。今回は出自を利用したことになる。このことは政府がシェイク家をも完全に掌握したと判断した証左でもある。これからのシェイク家はたとえ宗教界のトップにたったとはいえ、1960年代のシェイク家とは雲泥の差のシェイク家であり、いかなる発言も1官僚的発言に終始するであろう。

10. シェイク家が占めた閣僚ポスト

1970年 教育相、兼巡礼・ワクフ相、兼保健相、商工相

1976年 司法相、農業・水資源相、高等教育相

1990年 農業・水資源相、都市村落相

1995年 司法相（1992年就任）、国務相

1999年 最高法官、司法相、宗教相

シェイク家は第1回宗教界改編後に、宗教界の頂点から外されたが、原則的に司法相、高等教育相、農業・水資源相の3ポストを割り当てられていた。しかし、1989年5月にイブラーヒーム・アール・アッシェイク司法相が健康上の理由により辞職したのをうけ、ムハンマド・ビン・イブラーヒーム・ビン・ジュベイル師（現諮問評議会議長）が司法相に就任した。アブドッラハマーン・ビン・アブドルアジーズ・アール・アッシェイク農業・水資源相が理由不明なまま1994年11月に辞任した後に、同ポストはシェイク家にもどることはなかった。司法相のポストは1992年に、再びシェイク家の手に戻ることになった。司法相はアブドッラー・アール・アッシェイク（1949年生）であり、宗教界では若年である。シェイク家の中から人材的に前司法相の後任を即座に出すことができない状況だったと考えられる。1970年から20年間にわたるビン・パーズ師の支配下でシェイク家は人材養成を怠ったものと思われる。さらに、シェイク家の中にもイスラーム法学研究離れが見られる。1980年のリヤード大学に修学したシェイク家の者は33人いたが、13人がイスラーム系学科であり、20名が経営学科や歯学科にいたとの報告がある。当時のシェイク家の親族の総数は男性のみで1000人以上といわれている。

11. 現在の宗教勢力の構造 宗教的影響力が強い機関

1970年以降、サウディアラビア国内の宗教勢力の組織的構造が次のように出来上がったと考えられる。

宗教的最高権威者

最高ウラマー会議

ウラマー階層

イスラーム法裁判官・知的指導層

宣教師・善導師・イスラーム指導員

モスク・イマーム層

宗教学部学生層

以上のような宗教組織の階層を見ていくことにする。

(1) 宗教的最高権威者

この地位に就いた者はイスラーム法に関する全ての問題についてイスラーム法的裁定を下すことができる。現在までに5人の人物がこの地位についた。

- 1) 1902年－1921年、アブドッラー・ビン・アブドッラティーフ・アール・アッシェイク師
- 2) 1921年－1932年、ムハンマド・ビン・アブドッラティーフ・アール・アッシェイク師
- 3) 1933年－1969年、ムハンマド・ビン・イブラーヒーム・アール・アッシェイク師

- 4) 1970年－1999年、アブドルアジーズ・ビン・パーズ師（1975年－1993年までイスラーム学研究・イスラーム法布告・宣教・善導総庁代表、1993年以降最高法官）
- 5) 1999年－アブドルアジーズ・ビン・アブドッラー・ビン・ムハンマド・アール・アッシェイク師

先にも触れたように、最高法官の地位にあったムハンマド・ビン・イブラーヒーム・アールシェイク師の死後、最高ウラマー会議の代表としてビン・パーズ師の権威は偉大なものであったが、公式的には最高法官は空位のままであり、それは宗教界の権威を下げていた。政府は1993年にビン・パーズ師を最高法官として、同職の復活を行なったが、同最高法官は20年前の同職とは比べものにならない程に影響力が縮小されていた。同様の状態でアブドルアジーズ・アール・アッシェイク師に最高法官の地位が引き継がれた。政治的な発言はほとんどあり得ないが、同国の代弁者として、同師はチェチェンの問題について、1999年12月7日に、ロシアとの戦争に直面しているチェチェンのムスリムの兄弟たちに寄付を送るように呼び掛け、チェチェンのムスリムの兄弟たちがロシアの不正および攻撃の犠牲になっていると語っている。他には、常に民衆からのイスラームの基本的な質問に答えている。

（2）最高ウラマー会議

同会議は1971年に組織された宗教的最高権威組織である。同会議は王家と宗教界が認めるウラマー17人から構成されたが、現在19人から構成されている。

同会議の事務総局（イスラーム研究・イスラーム法布告総庁内）は、定例会議のワーキング・ペーパーの議題作成及び、最高ウラマー会議に提議された問題に関する調査・研究し、最高ウラマー会議のワーキング・ペーパーの議題を用意する。

現在の同会議のメンバーは以下の通りである。

- 1) 議長 アブドルアジーズ・ビン・アブドッラー・アールシェイク、最高法官。
- 2) サーレフ・ビン・ムハンマド・アッルハイダーン、最高司法委員会長。
- 3) ムハンマド・ビン・イブラーヒーム・ビン・ジュベイル、諮問評議会長。
- 4) アブドッラー・ビン・アブドッラハマーン・アルバッサム、西部地域の控訴裁判所委員会長官。
- 5) アブドッラー・ビン・スライマーン・ビン・マニーウ、西部地域の控訴裁判所委員会メンバー。
- 6) ラーシド・ビン・サーレフ・ビン・ハニーン、王宮府顧問。

- 7) ジャアファル・ビン・ハサン・アルエタミー、西部地域の控訴裁判所委員会前長官。
- 8) ナーセル・ビン・ハマド・ビン・ラーシド、マザーリム前長官
- 9) ムハンマド・ビン・アブドッラー・ビン・アッスベイル、両聖モスク諸事庁長官。
- 10) ムハンマド・ビン・スライマーン・アルバドル。
- 11) アブドッラハマーン・ハムザ・マルズキー、王宮府顧問。
- 12) アブドッラー・ビン・アブドルムフセン・アルトルキー、世界イスラーム連盟事務局長。
- 13) ムハンマド・ビン・ザイド・アール・サルマーン、東部州裁判所長。
- 14) バクル・ビン・アブドッラー・アブーザイド、中部州裁判所委員会メンバー。
- 15) アブドルワッハーブ・ビン・イブラーヒーム・アブスライマーン、ウンムルクラ大学教授。
- 16) サーレフ・ビン・アブドッラー・アルアトラム、イマーム大学教授。
- 17) アブアドッラー・ビン・ムハンマド・ビン・イブラーヒーム・アール・シェイク、司法相。
- 18) アブドッラー・ビン・アブドッラハマーン・アルガドヤーン、イスラーム研究・イスラーム法布告常任委員。
- 19) サーレフ・ビン・ファウザーン・アルファウザーン、イスラーム研究・イスラーム法布告常任委員。

最高ウラマー会議のメンバーの中で死亡や病気などで引退する者が出たときには、最高ウラマー会議だけが新しいメンバーを学者の中から推薦することができ、そこでは、ワッハーブ主義的な条件のチェックが行なわれ、推薦された学者の名前が国王にあげられ、勅令が出されて任命が行われると、いわれている。民衆は勅令が出されて初めて新任のメンバーが任命されたことを知ることになる。ビン・パーズ師とウサイミン師の逝去後の新任メンバーは発表されていない。

最高ウラマー会議はサウディ政府が直面する有事に際する判断の正当性を常に裏付けてきた。1979年のメッカ聖モスク襲撃事件の際に聖モスクへの軍隊突入許可や、1990年の時の米軍駐留許可などの場合である。また、1996年のホバル爆破事件などに対する非難声明を即座に出した。平時においては、宗教的行事の決定などを行い、毎

年、ラマダーン月の開始、終了を発表している。

(3) イスラーム研究・イスラーム法布告総庁

同機関は1954年の勅令によってイスラーム法布告総庁の名称で設立された。当時の長官はサウディ最高法官ムハンマド・ビン・イブラーヒーム・アール・シェイク師である。さらに、同機関の活動の拡大にともない、1973年の勅令によってイスラーム研究・イスラーム法布告・宣教・善導総庁と名称を変更した。新名称になった後に、最高法官の子息イブラーヒーム・アール・アッシェイク師（1976－89年司法相）が一時期、長官となり、次いで1975年、ビン・パーズ師が長官になり、同師の逝去まで続いた。しかし、1993年の宗教界改編により同庁はイスラーム研究・イスラーム法布告総庁と名称を変更され、実質的に活動が縮小された。

同庁は最高ウラマー会議の事務総局としての役目を持っている。

同庁は宗教界の実際の指導層であり、宣教師や善導師へ宗教的指針を与えている。同庁は国民から寄せられた質問に対するイスラーム法の見解を出して、同庁発行の機関誌「マジャッラ・アルブフス・アルイスラーミヤ」にのせている。寄せられる質問は教義・信仰行為・一般行為に関する様々な内容である。

先にあげた最高ウラマー会議では19人のウラマーによって重要な問題についてイスラーム法布告を出す。同庁では一般のイスラーム問題について常任委員の3、4人のウラマーの協議結果としてイスラーム法布告を出す形式をとっている。

< 同庁の常任委員 >

- 1) 最高法官・同庁委員長 アブドルアジーズ・ビン・アブドッラー・アール・アッシェイク
- 2) アブドルアジーズ・ビン・ムハンマド・アルアブド・アルムヌイム
- 3) アブドッラー・ビン・アブドッラハマーン・ビン・ジブリー
- 4) サーレフ・ビン・ファウザーン・アルファウザーン
- 5) アハマド・ビン・アブドッラザーク・アッダウィーシュ
- 6) ムハンマド・ビン・サアド・アッシュウイイル
- 7) アブドッラー・ビン・マニーウ
- 8) アブドッラー・ビン・アブドッラハマーン・アルガドヤーン
- 9) アブドッラザーク・アフィーフィー
- 10) アブドッラー・ビン・クウード

(4) ウラマー（イスラーム学者・宗教指導者）階層

ウラマーは長年にわたり司法機関、研究機関、宗教的機関に従事し、イスラーム法に関する研究、執筆活動を行い、イスラーム法的解釈能力を有し、公的な場やモスクやイスラーム機関にて人々の要請に応じてイスラーム的解釈を与えてきた宗教人とされる。

ウラマーは司法機関、教育機関、イスラーム研究・イスラーム法布告総庁、司法最高委員会、子女教育総庁、勸善懲悪委員会などの指導的役職や両モスク・イマーム職などに就いている。これらのウラマーの中からイスラーム研究・イスラーム法布告総庁の常任委員や最高ウラマー会議のメンバーが選ばれることになる。

ウラマーという地位は何か証明書などがある地位ではない。社会のコンセンサスによって、ウラマーの一人と認められるのである。その見分け方の一つとして、新聞紙上などで尊称としてファディーラ・アッシュェイク（尊師）が付けられていることであると考えられる。それを元に、新聞にあげられていた1996年のホバル市内爆破事件に対する国民の非難声明の中には、同尊称を付けられている人物は約60人くらいであり、殆どが地方のイスラーム法裁判官である。それによく知られている最高ウラマー会議メンバー、イスラーム法布告メンバー、司法最高委員会メンバー、両モスク・イマームなどをあわせると100人を越えるくらいになる。他に教育関係者などを考え合わせると150人であろうといわれている（資料5参照）。

(5) イスラーム法裁判官、イスラームの知的指導層

イスラーム法裁判官は宗教界の中で中核をなす集団である。彼らの間から知識と経験と実績を積み上げられ宗教界の中でウラマーとして認められていく。

イスラームの知的指導層はイスラーム系学部の大学教員であり、彼等が次世代のワッハーブ主義者養成を一手に担っている。

ウラマーとは知識を有する者という原意であることから、この層の人々も一般人、学生からみればウラマーそのものであるが、彼等自身は自分達のことをタラバト・ル・エルム（知的探究者）と呼び、宗教界の師となるウラマーとは一線を引いている。

(6) 宣教師、善導師

宣教師、善導師は、宣教・善導センター、覚醒協会などイスラーム組織に所属して、イスラーム宣教活動を行っている。今日、宣教師、善導師はマディーナのイスラーム大学の宣教学部、メッカのウンムルクラ大学（Umm al-Qura University）の宣教学部、メッカの宣教師・導師学院、

リヤードのイマーム大学付属宣教師学院などの卒業生から生まれてくる。

(7) 信仰行為奨励者 (ムタツワア)

ムタツワア (通称ムタワ) は勸善懲悪委員会の職員の名称である。勸善懲悪委員会は1903年に設立され、ワッハーブ主義の教義に背く者を取り締まるためのものであり、委員会の職員には逮捕権が認められていた。1930年の勅令により、同委員会は国家管理下におかれ、ムタワ独自の逮捕権も取り上げられた。1976年には、同長官が大臣扱いとなった。勸善懲悪委員会は1979年の勅令で首相直属の独立機関となった。

1995年現在、同委員会は5,000人以上の職員を抱えるが、その8割はフィールドワークに従事している。13州に各支部を有し、全国430以上のセンターを持っている。

職員募集が時折新聞紙上に掲載されるが、イスラーム関連学部卒業生は7号4等級 (基本給5,340リアル)、他の学部卒業生は6号4等級 (4,505リアル) との扱いである。委員会は現職員の教育にも配慮しており、講義やセミナーへの参加を奨励しており、各種教育機関と協力関係にあり、特にイマーム大学とイスラーム学・セミナーを共催している。

主な活動は、1) 継続的なパトロール、2) 市場監督、3) 女性の露出の監視、4) 女子校の登下校時の監視、5) 関係当局との協力の上での麻薬、密造酒、破廉恥犯の逮捕などである。

(8) モスク・イマーム

モスクに従事する人数はサウディ軍に匹敵するほどの数である。モスクの数は1996年で5万を越えた。すべてのモスクには最低イマームとムアッジン (礼拝呼掛け人) がついている。単純に計算しても10万の人間がモスクに従事していることになる。今日のワッハーブ主義モスクは監視の塔となり、5回礼拝の度にその地区の人々の行動を監視している。現在、宗教省がイマームを任命して、管理している。イマームにもランクがあり、モスクの大きさにより金曜モスクA、金曜モスクB、普通モスクA、普通モスクB、に分かれてランクが付けられている (資料5参照)。当然、モスクの大きさにより、イマームの責任の重要性が現われている。さらに、今日では、イマームが選ばれるのは、特にウラマーと王族の関係を納得していることが暗黙の了解となっている。それ故、金曜日の説教では多くが統治者への忠誠が説かれている。

(9) イスラーム関係学部学生

今日の宗教組織の底辺を築いているのがイスラーム関係学部の学生である。将来の宗教組織を担う中堅が輩出する器となっている。毎年、イスラーム関係学部から3万人近くの学生が卒業している。

サウディアラビアでは7大学存在するが、4大学が社会学、経済学、工学など総合大学で、アブドルアジーズ大学(ジェッダ)、サウード大学(リヤード)、ファイサル大学(アハサー)、ファハド石油鉱物資源大学(ザハラン)である。

イスラーム系大学と学部は以下の通り3大学存在する。

1) イマーム・ムハンマド・ビン・サウード・イスラーム大学(リヤード)

イスラーム法学部、司法高等研究所、宣教学部、社会学部、対非アラブ・アラビア語教育研究所(リヤード本校)

イスラーム法学・宗教基礎学部(カシム分校)

イスラーム法学・宗教基礎学部、アラビア語・社会学部(アブハー分校)

イスラーム宣教高等研究所(マディーナ分校)

2) イスラーム大学(マディーナ)

イスラーム法学部、宣教・宗教基礎学部、クルアーン・イスラーム学部、アラビア語学部、ハディース・イスラーム学部、

3) ウンムル・クラー大学(メッカ)

イスラーム法学部、宣教・宗教基礎学部、教育学部、アラビア語研究所、教育学部、アラビア語学部、工学部、社会学部、

参考までに1994年度の大学就学人数は以下の通りである。

イマーム・ムハンマド・ビン・サウード大学	23,933人
イスラーム大学	2,772人
ウンムルクラー大学	16,416人
サウード大学	31,116人
アブドルアジーズ大学	35,540人
ファハド鉱物石油大学	5,430人
ファイサル大学	6,265人
計	121,472人

宗教界は宗教的指導者層ウラマーを頂点として、下は10万人にもものぼるモスク関係者、さらに毎年増産される宗教学部学生によって成り立っている。宗教界は学問的子弟関係を紐帯として強い関係が出来上がっている。下部組織からウラマーへの尊敬と服従は崩れることはなく、ウラマーから子弟への信頼も大きい。例えば、前最高法官ビン・パーズ師が体制内改革派のアウダ師やハワリー師を弁護した例にも見られるように、同胞意識は強いものがある。このように盤石な宗教組織がサウディアラビアに出来上がり社会の隅々まで宗教的権威が浸透している。

(10) 宗教的影響力の強い組織

イスラーム的環境の中で育ってきた若者を宗教活動家、事務方、技術方として受け入れる組織も石油収入による国家の発展とともに70年代以降多数設立されてきた。今日のサウディ国内で存在する宗教的影響力の強い主な組織・機関は以下の通りである。

イスラーム法布告関連

- 1) 最高ウラマー会議
- 2) イスラーム研究・イスラーム法布告庁

司法関連

- 3) 司法省
- 4) 最高司法委員会
- 5) 苦情処理庁

イスラーム的指導関連

- 6) 巡礼省
- 7) 宗教省
- 8) 両聖地諸事庁
- 9) 勸善懲悪委員会
- 10) イスラーム覚醒協会
- 11) イスラーム救済組織
- 12) クラーン暗唱協会
- 13) ファハド国王・クルアーン印刷協会

国際関連

- 14) 世界イスラーム連盟
- 15) イスラーム諸国会議

16) 世界ムスリム青年会議

17) 世界モスク会議庁

教育関連

18) イマーム・ムハンマド・ビン・サウード大学(リヤード)

19) ウンムルクラ大学(メッカ)

20) イスラーム大学(マディーナ)

21) 女子教育庁

22) イスラーム学院・イスラーム学部庁

12. 国内の宣教状況

体制派ウラマーは、民衆に対して「サウディ王国は今日、正しいサラフィー主義を歩んでいる唯一のイスラーム社会であり、さらに理想のイスラーム社会創造をめざしているスンニー社会である」と主張する政府の代弁者となり、サウード家統治の正当性を認めさせる宣教活動を行っている。

国内宣教は、(1)モスクでの金曜説教、(2)一般の宗教講話、(3)イスラーム系大学の活動、(4)宗教組織の活動、(5)宗教的コンテストの実施、(6)教育、(7)マスメディアなどを通して行なわれている。

(1) モスクでの金曜説教

モスクはイスラーム教徒の宗教的感情を育成するのに大きな影響を与えるのは疑いないことであり、イスラーム史の中で、常に説教台は宗教的かつ教育的な宣伝の場所であった。1970年代には約1万5千のモスクが存在したが、1990年にはモスク数は3万3千にふえた。1996年現在ではサウディ国内のモスク総数は5万を下らない。その中には1万のモスクで金曜礼拝と説教が行われている。

金曜礼拝では、全国で軽く見積もっても、400万人の人間が同時にほとんど同じ内容のワッハーブ主義者の演説を聞いていることになる。

説教の内容は、クルアーン、預言者言行、教友伝などから引用して、信仰行為の奨励、統治者とウラマーへの忠誠、違反行為・浪費の禁止、子供のイスラーム教育、家庭問題、社会問題などの話が中心であり、政治的問題を取り上げたとしても、決して内政批判まで行なうことはありえない。

サウディのイスラーム活動はすべてが管理体制下におかれており、それからはみ出る

ことは、イマーム職追放、公職追放を意味する。

モスクでの説教はすべて監視されており、イマームは思うがままに説教をすることは難しい。説教内容を渡されることはないが、聴衆のなかに政府の役人が居て内容をチェックしている。もし、政府批判などが説教で行なわれたならば即座に呼び出され、勧告を受けることになる。モスクのイマームはほとんどの場合は政府から派遣されている公務員である。たとえ、ボランティアでイマームを行うにしても、政府に届けなければならない。さらに、宗教省の係官による教義チェックが行われ、ワッハーブ派の教義に即した思想の持ち主以外はイマームは許されない。改革派宣教師が政府批判を込めて説教を行なったことにより、イマーム職を解かれたり、逮捕された例は湾岸戦争後枚挙にいとまない。イマーム職の解雇の理由は政治批判などの直接的理由をあげることはなく、教義解釈の間違いなどを解雇理由にすると聞いている。

モスクの数は都市によってもその数にばらつきがあり、宗教的色彩の濃い地域ではモスクの数も多くなり、一つの町の特色を表している。その典型的な例としてあげられるのがカシム州プライダ町である。プライダはワッハーブ派色を色濃く残している町である。プライダから体制内改革派代表格、アウダ師が出ている。1996年、ジェッダ市のモスク総数は1,251、人口は200万人である。プライダ町のモスク総数1,973、モスクに至らぬ礼拝所を含めたら2,201である。プライダの人口は20万人である。プライダでは約100人に1モスクの割合で存在することになる。リヤード州のモスク総数1万強で、人口300万である。この数字からもプライダが非常に宗教的色彩の濃い町であることがうかがえる。ちなみに、リヤード市内でのモスク総数2000、金曜礼拝モスク600である。リヤード州全体のモスク従事者は25,533人であり、その内、イマーム9,457人、ムアッジン同数、用務員6,619人である。

(2) 宗教講話

サウディのイスラーム諸機関では、民衆にイスラーム的講話や法学的講演を行うワッハーブ主義者を多数抱えている。毎日、必ず、各都市、町のモスクでイスラームの講演が行われている。講演内容及び勉強会はイスラーム法学、イスラーム基礎学、クルアーン解釈学、ハディース解釈学、預言者伝解釈などが主な講義の内容であるが、法学的にはハンバリー法学の教本をもとにしており、イスラーム基礎学ではワッハーブ派創始者アブドルワッハーブの神学本をもとにしている。金曜礼拝モスクでは日没礼拝から夜礼拝までの1時間ぐらいの間に宗教講話が常に行われている。

(3) 宗教組織の活動(宣教と善導センター、イスラーム覚醒協会など)

宣教・善導センターは1970年代初めから主要都市に開設されている。宣教・善導センターは今日では宗教省に所属する機関である。同センターはリヤード、ダンマン、アハサー、ナジュラーン、ジーザーン、アブハー、メッカ、マディーナ、ジッダ、ハーイルの10都市に14カ所の事務所を持っている。活動の主な内容は事務所を中心としたイスラーム勉強会である。さらに、同センターの下部組織として外国人宣教事務所があり、サウディ国内の外国人イスラーム教徒を対象にした活動が行なわれている。ここでも講演会や勉強会が中心に行なわれている。同外国人宣教事務所は外国人イスラーム教徒にとって憩いの場ともなり多くの外国人イスラーム教徒が集まっている。さらに、同センターや事務所の活動などによりイスラーム改宗者が出ている。1995年1年間の改宗者数は1,793人(男;1,184人、女;609人、アジア・オーストラリア国籍;1,705人、ヨーロッパ国籍;15人、アラブ国籍;14人、アフリカ国籍;30人、アメリカ国籍;29人)との報告が発表されていた。

イスラーム覚醒協会は1979年にメッカに設立された。巡礼季節を利用して、巡礼者へのワッハーブ主義の広宣を行なうために設立された。当協会は徐々に主要都市で事務所を開設し、他の宗教施設と協力し、サラフィー主義の広宣に努めるようになった。イスラーム覚醒協会は巡礼季節における重要な広宣の役割もさることながら、若者への宣教も独自に行っている。高校生を対象にイスラームキャンプを高校と共催で行なっている。しかし、主たる活動は巡礼季節における活動であり、巡礼時にワッハーブ派の宗教的・文化的アピールを行なうことである。8カ国語の巡礼パンフ配布や宗教小冊子配布、宗教講話など多数行なわれる。

(4) 質疑応答コーナー

「コーランの人々に尋ねよ」との文句はすべての新聞、雑誌、テレビ、ラジオで繰り返されている言葉である。コーランの人々とはウラマーのことである。住民は宗教的質問を毎日投げ掛けてくる。民衆の質問はほとんどが簡単で基本的なこと(礼拝、断食、巡礼など)ばかりである。ウラマーはイスラーム学研究・イスラーム法布告総庁であるが、最高ウラマー会議であろうが、喜んで民衆から質問を受け付け、新聞や雑誌や電話などで答えている。ラジオやテレビでも同様に答えている。ウラマーが人々のこのような基本的な質問に丁寧に回答している効果は、民衆と宗教組織との関係がより密接になり強化されてくることに表れてくる。さらに、国の現状と将来に関わる本質的な質問

から民衆を遠ざけることにもなる。1990年の湾岸危機に際しても信仰行為について尋ねるばかりで、60万人の米兵駐留について尋ねることもなかった。もし、質問しても取り上げられないと民衆の間で暗黙の理解が成立しているのであろう。

ウラマーはこのように民衆との接点を強化することにより、ウラマーこそがこの社会を監視している責任者であることを間接的に王族にアピールすることにもなる。

(5) クルアーン・コンテスト

民衆の宗教教育に欠かせないのがクルアーン・コンテストである。

1) 国内クルアーン・コンテスト

同コンテストはサウディの歴史の中で、公式な形で賞金が付けられた最初のコンテストである。1954年11月23日の勅令によりコンテストが行なわれた。暗唱者には2,000リアルの賞金が出るのが記されていた。

クルアーン暗唱大会は60年代はクルアーン大会は減退ぎみであったが、70年代後半から、現在までにクルアーン大会は経済力の向上とともに、宗教勢力の民衆への呼び掛けにより、徐々に人々の間に浸透しだして、様々なレベルで行なわれるようになった。小中学生レベル、高校生レベル、大学生・一般レベルに分けてそれぞれのクルアーン大会が行なわれている。

特に、有名なクルアーン大会はサルマン・リヤード州知事が主催する全国大会である。同大会には地方大会を勝ち抜いたクルアーン暗唱者が参加することになり、参加者には大きな名誉となる。1995年の第18回大会は147人の地方代表者が出場した。当大会は1979年に開始し、1981年第3回大会では29人の代表参加者であったが、徐々に代表参加者は増え続け、現在では常に100人前後の参加者を保っている。

2) 世界クルアーン・コンテスト

1979年に第一回クルアーン世界大会がメッカで開催され、37カ国から149人が参加して行なわれた。この年以來、毎年、メッカで世界大会が行なわれるようになり、今では宗教的大イベントになっている。1996年3月に第19回クルアーン世界大会が開催されて、優勝者には45,000リアルの賞金が出された。当大会での合計賞金額は795,000リアルであった。

(6) 宗教教育

小・中・高校では、宗教科目（クルアーン、ハディース、クルアーン解釈）を基本的

科目とし、教育教育が行われている。ちなみに、サウディアラビアの教育制度は義務教育ではない。

1952年に発布された教育政策は全教育過程の教育カリキュラムの方針および基準を定めている。現在も基本的には方針は変わらない。

宗教科目は小学校、中学校、高校全学年で教育科目であり、イスラーム文化科目は高等教育全過程で基礎的科目である。

	全授業時間数	宗教科目時間数	宗教科目時間数割合
小学校：	1837時間、	594時間、32	
中学校：	972時間、	216時間、22	
高等学校	972時間、	108時間、11	
合計：	3780時間、	918時間、24	

さらに、1992年に、高校での宗教科目の追加調整が行われ、全行程でクルアーン解釈科目が週1時間追加された。

以上のような普通学校の他にサウディアラビアにはクルアーン暗唱学校が存在する。クルアーン学校は1955年に1校が創立され、1993年には222校、3万8千人以上の生徒を抱えるほどに全国に普及した。さらに、1996年度発表ではクルアーン学校総数は350校を越えている。就学数は14万人以上である。卒業生は小さなモスクのイマームや宣教師やまたは宗教科目やアラビア語科目の教師となる。

さらに、クルアーン学校女子校は1990年までに79校、1万1千を越える女子生徒を抱えるほどになった。

政府はクルアーン学校をより奨励するために、同校の小学生には月250リアル、中学生には月500リアル、高校生には600リアルの奨学金を出している。

(7) マスメディア

ファイサル国王が1963年に情報省を設立し、1965年にリヤードにテレビ局を開設した。

ワッハーブ主義者は西洋文明の導入に強い抵抗を示したが、最終的に、テレビ放映を認める代わりに、宗教番組作成などを強要し、ファイサル国王と以下のような合意に達した。

- ・テレビ放送はクルアーン読唱で始まりクルアーン読唱で終了すること。
- ・礼拝時間には一般放送を中断すること。
- ・世俗主義思想を煽るような政治的番組を禁じること。

- ・性的表現や無神教的表現を禁じること。
- ・歴史的番組やイスラーム的番組を中心に行なうこと。
- ・反イスラーム法的表現をイスラーム的に変更すること。
- ・イスラーム教育番組を多くすること。
- ・天気予報ではアッラーの力や意志を思い起すために、「アッラーの許しによって、明日は天気は寒くなるとか、アッラーの意志によって強風になるとか」と表現すること。
- ・世俗主義者とのインタビューの禁止、等々。

このような合意は現在でも、テレビ放映の中で生きている。参考までに1995年の休日・金曜日と平日・土曜日の宗教関係番組をあげてみる。

「イスラームに関するテレビ番組」の1例

(金)

- 10：00 クルアーン読唱（5分）
- 11：30－12：00 宗教時間；クルアーン解釈（30分）
- 12：16－13：00 金曜礼拝；メッカから（45分）
- 14：00－14：15 宗教番組（15分）
- 15：20－15：25 メッカからの礼拝呼び掛け（5分）
- 17：37－18：00 日没の礼拝；マディーナから（23分）
- 19：12－19：40 夜の礼拝；メッカから（38分）
- 21：00－21：30 宗教番組；預言者言行（30分）
- 02：00 クルアーン読唱（5分）

(土)

- 10：00 クルアーン読唱（5分）
- 10：15－10：25 宗教時間；クルアーンとハディース（10分）
- 12：16－12：20 メッカからの礼拝呼び掛け（4分）
- 15：20－15：25 メッカからの礼拝呼び掛け（5分）
- 15：25－15：30 宗教時間；預言者伝（5分）
- 17：37－18：00 日没の礼拝；マディーナから（23分）
- 19：12－19：40 夜の礼拝；メッカから（28分）
- 02：00 クルアーン読唱（5分）

金曜日にはやはり平日よりも宗教番組の時間帯は2倍以上長く、全体的に礼拝そのも

のに重点をおいた番組構成になっている。巡礼月、断食月になると、より一層に宗教時間が長くなる。

ラジオ放送局は1948年に設立されて、ワッハブ主義者の指導を受けている。1980年代始めから宗教組織の発展と宗教人の増加とともに、ワッハブ主義者はラジオ放送管理指導の強化を行ない、たとえ、一瞬でも危険な思想が放送されることのないように監視している。宗教放送番組の増加し、アラブ世界から宗教人を招いて宗教番組を作成している。さらに「メッカからのイスラーム呼び掛け放送」番組を作成し、国外にまで放送している。1981年のサウディ・ラジオ放送は年間放送時間3万6865時間のうち30%（1万1059時間）が宗教番組にさかれているとの報告がある（『イスラームと民主主義』）。

新聞についても、現在、日刊新聞、リヤード紙（リヤード発行）アルジャジーラ紙（リヤード発行）、ウカーズ紙（ジェッダ発行）アルマディーナ紙（ジェッダ発行）アルヤウム紙（ダンマーム発行）アルナドワ紙（メッカ発行）などがあり、金曜日版は各紙イスラーム・コーナーに2面ほどを費やしている。特に、後者の3紙は毎日、イスラーム・コーナーを設けており、例えば、以下のような内容が扱われている。

両聖モスクの金曜日演説、今日のアッラーへの祈り、クルアーンの節とハディース、イスラーム法解釈、ウラマーの活動状況、若者への忠告、イスラーム問題、国内大学の活動等々である。

週刊誌などには、ワッハブ主義の雑誌として「アッダアワ」「アッラービタ」「アッタウイヤ・イスラーミーヤ」「アルムスリムーン（週間新聞）」などがあり、「アルヤマーマ」「アッシャルク」「イクラウ」などは一般向けである。

テレビやラジオなど先進文明の導入にワッハブ主義者は強い抵抗を示していたが、現在では先進物質文明導入に関して故ウサイミン師のイスラーム布告集から次のような見解が理解できる。

同師は近代化を決して否定するものではなく、諸学問・技術を国家建設に積極的に取り入れなければならない、将来的には外国の援助無くして自立できるほどになることが望ましいと、考えている。ただし、諸学問・技術修学の心構えとしてはイスラーム教徒およびイスラーム国家公益に貢献するという前提が重要であり、その心構えともいえる人格形成にはイスラーム的教養を身に付けること（いわばイスラーム魂洋才）が絶対義

務となると、考えている。つまり、同師は技術修得がイスラームに反するものではなく、イスラーム法の遵守された国家の発展に寄与しうることを明確に認めている。

(8) 一民衆の宗教意識

サウディアラビアの民衆はサウディアラビア政府のイスラーム宣教の中に完全に取込まれている状態である。その結果、民衆はイスラーム的意識を強く持つようになって当然である。1995年の頃に、筆者がクルアーン学校の校長にサウディアラビアの若者の宗教的意識について尋ねたところ、「サウディアラビアの若者は3種類に分けられる。1種類は非常にイスラームの教えに忠実である者、2種類はそれほどではないが、1種類の若者に同調する者、3種類はイスラームの教えを無視する者である。1種類と2種類の若者がサウディアラビアの90%を占めている。」と語ったことがある。表向きの発言ではあるが、遠からずあたっているとサウディアラビアでの生活を通して実感する。残りの10%とは町中でビデオ店などを徘徊する者たちなどをさしていたが、例え彼等にしても、いざイスラームの話になると、イスラームの大義名分をかざして論じてくることもある。基本的にはイスラームの知識が染み渡っていると考えられる。

13. 最後に

現サウディアラビア王国建国以来、サウード家とウラマーはそれぞれの権威存続のために常にお互いを必要としてきたが、国家統治ということでは、ウラマーもサウード支配下の一機構にすぎない。しかし、宗教的最高権威者は常に宗教的支配層をバックに従えており、社会への影響力は絶大なものであり、時には統治者への苦言も辞さないほどであった。第一代国王・アブドルアジーズにしても、シェイク家の長老・アブドラー・ビン・アブドッラティーフ・アール・アッシェイ師と会うときになどは、緊張の余り脇に汗をかいていたと伝えられている。第二代国王・サウードにおいては、ムハンマド・ビン・アブドッラティーフ・アール・アッシェイク師に全く頭が上がらない状態であったようである。サウード家は建国当時から、このようなシェイク家の影響力の削減を狙って、宗教的権威の分散化、平均化を図っていた。第三代国王ファイサルにして、初めて、サウード家が宗教界を体制内の官僚機構に組み入れ支配下におさめたと言える。これは、政府による第一回目の宗教界大改編といえる。この改編をなしえたのもシェイク家衰退とシェイク家以外のウラマーの台頭が大きな要因であると考えられる。

1970年以降、宗教的最高権威者としておさまったピン・バーズ師も時を経るに従って、

彼の回りに宗教的権力が集中してくるようになった。サウディ政府は1993年に宗教改編を行い、ビン・バズ師を最高法官に擡上げし、実際の影響力を削いでしまった。

ビン・バズ師逝去により、同師の後任には、シェイク家のアブドルアジーズ師が就任した。形ばかりの宗教的権威であることは、ビン・バズ師の場合と同様であるので、出自のよさによって最高権威の裏付けをしたことになる。

第一回、第二回の宗教改編を踏まえた上での、アブドルアジーズ師の就任であるので、サウード王家にとっても安心した宗教体制である。完全に宗教界を掌握したことになる。

一方、イスラーム擁護を統治の正当性の原理とするサウード王家は、体制内改革を求める一部のイスラーム主義者らへの対抗論理をイスラームにしか見出だせないという逆説的な立場にある。つまり、イスラーム主義者への対抗政策として、民衆に対するイスラーム的行為の支援（マジュリスにより民衆援助、宗教教育の拡充、クルアーン学校増設、巡礼施設の拡充、慈善団体援助など）をより一層行うことにより、イスラーム的生活が支障なく豊かに行えることを植え付けることで、民衆の支持をえようとしている。

しかし、イスラーム・アイデンティティを強調すればするほどイスラーム主義を助長することにつながり兼ねず、サウード王家の正当性がチャレンジされるというジレンマに直面する。たとえ、政治を抜きにして穏健な教育を行なっても、イスラームの教えの中に預言者時代、正統カリフ時代を理想とする教えがある限りは、現体制への疑問が沸いてくるのもイスラーム教徒の自然な姿であり、5年10年と過ぎるうちに、また、いかなる圧力にも屈服することなく体制内改革を主張する者が出てくることは必然であろう。

現体制がイスラームの価値観を維持する限り、体制側ウラマーは民衆に理想と現実の格差を埋める理論を説き、民衆を納得させるのが役割と自認しているところであろう。

だが、一端、ウラマーが現体制を守るべき体制ではないと確信した時には、たとえ、公務員ウラマーと言われていても、身を呈して反撃することは必至である。故ビン・バズ師は「統治者に明らかに不信仰性が認められ、改革者が十分な力を備えた時、力で反抗することができる」と述べており、やはり、サウード家にとって、体制派宗教勢力と言えども、決して気の許せる相手ではないことを強調しておきたい。

（資料1） 「ムハンマド・ビン・イブラーヒーム・アールシェイク師の役職」

1. 最高法官
2. イスラーム法布告総長

- 3 . 宗教学部・学院所長
- 4 . マディーナ・イスラーム大学学長（1961年創立）
- 5 . 司法最高研究所長
- 6 . 司法最高委員会長（1960年設立）
- 7 . 女子教育庁監督
- 8 . 宣教イマーム学院長（後のイマーム・ムハンマド・ビン・サウード大学）
- 9 . 世界イスラーム連盟最高委員会長
- 10 . ナイジェリアイスラーム学院長
- 11 . アフリカ・イスラーム宣教監督
- 12 . 孤児館長
- 13 . 説教師・指導師・宣教師の選定
- 14 . イマーム・ムアッジン選出監督
- 15 . サウディ図書館長（1950年設立）
- 16 . イスラーム宣教組織長（現在、雑誌・ダアワを発行）
- 17 . 大モスク・説教師、二大祭イマーム（1941年 - 1961年）
- 18 . ダクナの大モスク・イマーム（1923年 - 1968年）

「同師時代のシェイク家の者の他の職務」

同師の息子、イムラーヒーム・ムハンマド、最高法官代理。

同師の息子、アブドルアジーズ・ムハンマド、宗教学部・学院所長代理。

同師の弟、アブドルマリク・ビン・イブラーヒーム、西部地区の勸善懲悪委員会長。

同師の弟、アブドッラティーフ・ビン・イブラーヒーム、宗教学部学院長。

アッシェイク・ウマル・ビン・ハサン・アール・アッシェイク、ナジド・東部州の勸善懲悪委員会長。

アブドッラハマーン・ビン・アブドルアジーズ・アール・アッシェイク、ターイフの勸善懲悪委員会長。

ハサン・ビン・アブドッラー・アール・アッシェイク、教育相。

（資料2） 1971年、1391年7月8日、No138、勅令が出されて、最高ウラマー会議の17名のメンバーが選ばれた。

（1）アブドルアジーズ・ビン・バース

（2）アブドッラー・ビン・フマイド

- (3) ムハンマド・アッシャーンキーティ
- (4) スライマーン・ビン・ウベイド
- (5) アブドッラー・ハイヤート
- (6) サーレフ・ビン・アッルハイダーン
- (7) アブドルラッザーク・アフィーフィー
- (8) サーレフ・ビン・ゴスーン
- (9) ミフダール・ビン・アキール
- (10) アブドルアジーズ・ビン・サーレフ
- (11) ムハンマド・ビン・アリー・ハラカーン
- (12) ムハンマド・ビン・ジュベイル
- (13) アブドッラー・ビン・アルガドヤーン
- (14) アブドッラー・ビン・マニーウ
- (15) ラーシド・ビン・ハニーン
- (16) アブドルマジード・ハサン
- (17) イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アールシェイク

は現在の最高ウラマー会議メンバーに残っている者である。

(資料3) ビン・パース師のプロフィール

1. 正式名

正式名はアブーアブドッラー・アブドルアズィーズ・ビン・アブドッラー・ビン・アブドッラハマーン・ビン・ムハンマド・ビン・アブドッラー・アールパースであり、一般にビン・パース師と呼ばれている。

2. 出生および当時の教育事情

1912年（H1330年12月12日）、リヤードにて、学者の家に生まれた。

ビン・パース師が成長した時代は、アブドルアズィーズ国王がサウディ国家建設のために遊牧民の定住化と住民のイスラーム教育に努めた激動と躍進の時代であった。

ビン・パース師の若い心にアブドルアズィーズ国王のイスラーム法施政政策は大きな影響を与え、クルアーンとスンナを唯一の拠り所とする青年として成長した。

ビン・パース師の少年時代は、教育といえば、モスクとそれに併設された部屋でイスラーム教育が行なわれるだけであった。ナジュド地方に学校が現れてくるのは1930年半ば以降の事である。1926年3月15日に教育局が設置されるが、ヒジャーズ地方で

の教育カリキュラムを統一すること（ワッハーブ教学の徹底化）が同局の最も重要な目的であったので、まずは同地方に学校が建てられた。1927年に教育委員会が設置され、教育制度が設けられた。1932年の王国統一後に教育局の関心はヘジャーズ地方に限らず全地域に及ぶようになり、やがて1938年に新しい教育制度が設けられた。

1938年、ビン・バース師はハルジュの裁判官に就任したが、彼の知的名声は一地域だけに止まらずサウディを越えて周辺諸国まで知れ渡り、各地から弟子入りのために同師のもとへと集まってきた。初代国王アブドルアズィーズはこのようなビン・バース師と弟子達の状況を見やり、彼等のために学習の場を作ることを命じ、ビン・バース師の活動を支援した。

3. 師事したウラマー

ビン・バース師は1927年（15歳）に眼病にかかり、視力が落ち、1931年（19歳）には完全に失明した。しかし、学者の家に生まれたビン・バース師は物心ついた頃からクルアーン教育を受け、成人に達する前には、イスラーム法学、アラビア語学をリヤードのウラマーのもとで身につけた。

特に、当時の最高法官ムハンマド・ビン・イブラーヒーム・ビン・アブドッラティーフ・アール・アッシェイクの下で1928年から10年間にわたって諸イスラーム学を修めた。他に師事した主なウラマーは以下の通りである。

*ムハンマド・ビン・アブドッラティーフ・ビン・アブドッラハマーン・ビン・ハサン・ビン・アッシイクムハンマド・ビン・アブドルワッハーブ

*サーリフ・ビン・アブドルアズィーズ・ビン・アブドッラハマーン・ビン・ハサン・ビン・アッシエイクムハンマド・ビン・アブドルワッハーブ（元リヤード裁判官）

*サアド・ビン・ハムド・ビン・アティーク（元リヤード裁判官）

*サアド・ワッカーズ・アルブハーリー（メッカのウラマー）

4. 職歴

1938年 - 1951年、ハルジュの裁判官

1952年、リヤードの学問研究所の教員

1953年 - 1960年、在リヤード・イスラーム法学部教員

1961年 - 1970年、マディーナ・イスラーム大学・副学長

1970年 - 1975年、マディーナ・イスラーム大学・学長

1975年、イスラーム学術研究・法布告・宣教・善導委員会総局長

1993年、サウディ最高法官。上記総局はイスラーム学術研究・法布告総局となり、同総局長を兼任。他に、世界イスラーム連盟（ラービタ）定礎議会議長、世界最高モスク会議議長（ラービタの付属部門）、ラービタ付属メッカイスラーム法委員会委員（ラービタの付属部門）を兼務。

（資料4）アブドルアジーズ・アール・アッシェイク師の略歴（1999年5月17日付アルハヤート紙）

1942年、メッカにて出生。

8歳、同師の父逝去。

12歳、失明。

12歳から6年間、元最高法官ムハンマド・ビン・イブラーヒーム・アール・アッシェイク師の元でイスラーム学を修得。他に師事したウラマー：前最高法官ビン・パーズ師、アブドルアジーズ・ビン・サーリフ・アルムルシド師、アブドルアジーズ・アッシャクリー師などである。

20歳、在リヤード・盲人宣教イマーム学院入学。

同学院卒業後、在リヤード・イスラーム法学部にて修学、学士号取得。22歳、盲人宣教イマーム学院教員就任。

30歳、在リヤード・イスラーム法学部講師就任、後に準教授に昇格。

（資料5）ファディーラ・アッシェイクの尊称が付けられている人物の例。

<両聖モスク・イマーム>

メッカ・聖モスクのイマーム

（1）アブドッラハマーン・ビン・アブドルアジーズ・アッスディス

（2）ウマル・ムハンマド・アブドッラー・アッスバイル

（3）ウサーマ・アブドッラー・ハイヤート

（4）サーレフ・ビン・アブドッラー・ビン・フマイド

（5）サウード・アッシュライム

マディーナ・預言者モスクのイマーム

（1）サラーフ・ビン・ムハンマド・アルブダイル

（2）アリー・ビン・アブドッラハマーン・アルフザイフィー

（3）アブドルバーリー・ビン・アワード・アッスバイティー

(4) フサイン・ビン・アブドルアジーズ・アール・アッシェイク

(5) アブドルムフセン・ビン・ムハンマド・アルカーシム

<地区別裁判所議長> (2000年6月23日の裁判所議長会議出席者：於メッカ)

リヤード・大裁判所所長：スライマーン・ビン・アブドラー・アルムハンナー

アルアフラージュ地区諸裁判所議長：アブドッラハマーン・ビン・アブドラー・
アルアティー

ワーディー・アッダワーセル地区諸裁判所議長代理：アブドラー・ビン・ラーシ
ド・アズィナーン

アルマジマア地区諸裁判所議長代理：アリー・ビン・サーレフ・アッサイフ

アルクワイア地区諸裁判所議長：アブドラー・ビン・ラーシド・アルハバシャ
ーン

アッダワーダミー地区諸裁判所議長補佐：イブラーヒーム・ビン・ナーセル・アル
ムーサー

メッカ地区諸裁判所議長：スライマーン・ビン・アブドラー・アルアムル

アッターイフ地区諸裁判所議長：アブドルイラーフ・ビン・アブドルアジーズ・ア
ルフアルヤーン

マディーナ地区諸裁判所議長：サーレフ・ビン・アブドッラハマーン・アルムハイ
ミド

ジェッダ地区諸裁判所議長：アブドルムフセン・ビン・アブドラー・アルハイヤ
ール

アルカンファザ地区諸裁判所議長：ハサン・ビン・ムハンマド・アルムバーラキー

東部州諸裁判所議長：ムハンマド・ビン・ザイド・アール・スライマーン

アルアハサー地区諸裁判所議長：アブドラー・ビン・アブドラハマーン・アルム
ハイセン

フバル大裁判所所長：サーレフ・ビン・ハムード・アッルハイダーン

ハフルバーテン地区諸裁判所所長補：アブドラー・ビン・ハムード・アルファラー
ジュ

北部境界地区諸裁判所議長：アハマド・ビン・アブドルマジード・アルガームディー

アルカリヤート裁判所所長：イブラーヒーム・ビン・ジャーセル・アルジャーセル

タブーク地区諸裁判所議長：アブドルアジーズ・ビン・サーレフ・アルフマイド

ハーイル地区諸裁判所議長補：サーリム・アルフマイディー・アルアイヤード

ジャザーン地区諸裁判所議長：アブドルラハマーン・ビン・ムハンマド・アルガズィー
ナジュラーン地区諸裁判所議長：ムハンマド・ビン・アハマド・アルアスカリー
ビーシャ裁判所所長：ザーフィル・ビン・ムハンマド・アルカルニー
アシール地区諸裁判所議長：ナーセル・ビン・イブラーヒーム・アルムハイミード
アルバーハ裁判所議長：ムズヒル・ビン・ムハンマド・アルカルニー
アルカスィーム地区諸裁判所議長：マンスール・ビン・ムスフィル・アルジャウフ
アーン
リヤード簡易裁判所所長：アハマド・ビン・アブドッラハアマーン・アルバアーデ
イー
メッカ簡易裁判所所長：ザイド・ビン・アハマド・アルハーリスィー
アルジャウフ地区諸裁判所議長代理：アブドッラハマーン・ビン・ファハド・アル
フライファ

(資料6) モスクのイマーム、礼拝呼掛人、用務員に関する規約

H. 1392年(1972年)1月9日発令の国王勅令により、モスクのイマーム、礼拝呼掛人、用務員に関する規約改正が行われた。ただし、ハラーム・モスクと預言者モスクの従事者に関しては特別規約が存在する。

1 - モスク従事者任命

* 基本条件；

- (1) 国籍；サウディ人、しかし、サウディ人に該当者がいない場合には、非サウディ人も可能である。
- (2) 年齢；21才以上。
- (3) 職務遂行のために必要な学歴を有していること。
- (4) 品行方正であり、以前に罪状がないこと。

* 個別的条件；

(1) 金曜モスクのイマーム

宗教儀礼の作法・規定を完全習得

コーラン読唱可能(最低棒読み)

金曜日説教可能

(2) 金曜モスクのイマーム(1)

条件；コーラン30分の4の暗唱可能

(3) 金曜モスクのイマーム(2)

条件；コーラン30分の3の暗唱可能

*一般モスクのイマームの条件

(1) 礼拝作法・規約を完全習得、コーラン読唱可能

(2) コーランの30分の2以上暗唱

礼拝呼掛人の条件

呼掛に適した声の持主。コーラン読唱可能。コーランの最後の30分の1を暗唱。

*モスク用務員の条件

条件は一つだけであり、健全な身体であること。

*他の諸規約

(1) モスクのイマーム他従業員は宗教省によって任命される。または宗教省が代行を命じた機関によって任命される。

(2) モスクの仕事と一般の仕事を兼用することが可能である。他のモスクの仕事も兼用することも可能である。

(3) 在住外国人をイマームに任命することは可能であるが、条件として教義の正しさと無関係なことに立ち入らない事、および居住地のイスラーム裁判官の推薦状および内務省の同意を必要とする。

(4) モスクの用務員は所定の給与で雇用することができるが、用務員が見付からない場合には宗教省は特定の会社にモスクの管理・清掃を委託することができる。

2 - モスク従業員の義務

(1) イマームと礼拝呼掛人は礼拝時刻を厳守し、他の者に代行を依頼することは許されない。緊急事態および管理当局の同意の下のみ許可される。

(2) イマームはイスラーム的指針、イスラーム教徒の生活に関する宗教的講和を適宜に行うこと。

(3) モスクの清潔、備品の整備を保つこと。

(4) イスラーム法に則った義務を遂行すること。

(5) 役職の名譽を汚す行為を避けること。

3 - モスクの従業員の権利

モスクの従業員の給与は宗教省の定めた所定額を任命された期日から支払われる。

モスクの従業員が病気および休暇にて休んだ場合、給与は代行した者に支払われる。

イマーム訓練のために任務地を離れる場合には、給与は同額が支払われるが、任務地

内で訓練を行なう場合には給与の30%の額を支払われる。

金曜モスク (A) イマーム ; 3,450リアル

金曜モスク (B) イマーム ; 2,775リアル

一般モスク (A) イマーム ; 2,200リアル

一般モスク (B) イマーム ; 1,425リアル

金曜モスク礼拝呼び掛け人 ; 1,350リアル

普通モスク礼拝呼び掛け人 ; 1,050リアル

金曜モスク用務員 ; 1,050リアル

普通モスク用務員 ; 900リアル

当然、ここにあげた給与額は大幅に変動しているはずだが、イマームの格差の比を見るのに参考となる。ちなみに、宗教省がH . 1415年 (1994年) 1年間でモスクのイマーム、礼拝呼び掛け人、用務員に支払った給与総額は1,172,781,000リアルである (1995年7月27日発表)。

参考文献

Ayman al-Yasini, *al-Deen wa al-Daulah fi al-Mamlaka al-Rrabiya al-Saudiya*, Dal al-Saqi, London, 1995

Anwar Abdullah, *al-Ulama wa al-arsh*, al-Rafid, London , 1995

Ibn Baz , *Okaz*, Jedda , 1991

Ahmad Hasan Ahmad Dahlan, *Dirasa fi al-Siyasa al-Dakhiliya lil-Mamlaka al-Arabiya al-Saudiya*, Dar al-Shuruq, Jedda,1984

Tami bin Hudaif Muid al-Baqmi, *al-Tatbiqat al-Amaliya lil-Hisba*, al-Jamiya al-Khairiya bi-Turba, Riyadh, 1995

Mnir Abd al-Hamid Harun, *al-Mamlaka al-Arabiya al-Saudiya - al-Sharia al-Islamiya Tahkum*, al-Israa li-l-khidmat al-Islamiyah,1993.

Hamad Ibrahim al-Sallum, *Tarikh al-Haraka al-Taalmiyya fi al-Mamlaka al-Arabiya al-Saudiya*, Riyadh , 1987

Abd al-Rahman al-Dahiyan, *al-Riqab al-Idariya - al-Mandhur al-Islami wa al-Masir wa al-Tajriba al-Saudiya*, Muassa al-Madina, Jedda, 1994

Eid Masud al-Jahni, *al-Shura wa fann al-Hukm fi al-Mamlaka al-Arabiya al-Saudiya*, Abdulla bin Rashid al-Sinaidi, *Mabadia al-Khedma al-Madaniya wa Tatbiqatiha fi al-Mamlaka al-Arabiya al-Saudiya*, al-Farazdaq alTijariya, Riyad, 1992

Sulaiman bin Abd al-Rahman al-Huqail, *al-Taalim al-Ibtodai fi al-Mamlaka al-Arabiya al-Saudiya*, Dar al-Shibl Riyad, 1993

Abd al-Aziz bin Abdullah al-Sunbul, *Nizap al-Taalim fi al-Mamlaka al-Arabiya al-Saudiya*, Dar al-Khariji, Riyad, 1993

世界イスラーム連盟発行月刊誌, al-Rabita

世界イスラーム連盟週刊新聞, al-Alam al-Islami

サウディアラビア国内の各紙

ジョン・フィルビー『サウジア・アラビア王朝史』岩永博、富塚俊夫訳、法政大学出版局、1997年

小山茂樹『サウジアラビア—岐路に立つイスラームの盟主』中公新書、1994年

岡倉徹志『サウジアラビア現代史』文芸春秋、1999年

ヘレン・ラックナー『砂の王国サウジアラビア』岸田聡訳、ダイヤモンド社、昭和56年

中田孝「ワッハーブ派の政治理念と国家原理」『オリエント』第8巻第1号、1995年

中田孝「サウジアラビアとワッハーブ派の政治経済理念」『GCC諸国の石油と経済開発』アジア経済研究所、1996年

ファーティマ・メルシーニ『イスラームと民主主義』私市正年・ラクトリフ川政祥子訳 平凡社、2000年11月

小杉泰『現代中東とイスラーム政治』昭和堂、1994年

保坂修司「信仰・部族・近現代—聖地の守護者サウジアラビアのジレンマ」『イスラームに何がおきているか』平凡社、1996年